

鹿島市訓令甲第24号

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、人口移動による社会減を抑え、将来にわたって地域の活力を維持していくため、鹿島市内への子育て世帯の転入や重点分野の担い手を確保することを目的として、佐賀県と共同して佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領（令和7年3月24日さ創第3192号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき行う未来につなぐさが移住支援事業の対象となる者に対し、予算の範囲内において鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、当該移住支援金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第2条 移住支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県実施要領第4の1の要件に該当する者とする。

2 移住支援金は同一世帯において1回限り交付することとし、鹿島市地方創生移住支援事業補助金交付要綱（令和元年訓令甲第25号）に規定する鹿島市地方創生移住支援事業補助金及び鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱（令和4年訓令甲第68号）に規定する鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金の交付を受けた世帯は交付対象者としない。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び就業証明書（就職）（様式第2-1号）、就業証明書（漁業・林業）（様式2-2号）、就業証明書（スポーツ）（様式2-3号）、研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等）（様式2-4号）、受講中証

明書（伝統工芸等）（様式２－５号）又は就業証明書（伝統工芸等）（様式２－６号）並びに別表に定める確認書類を市長に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第５条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第６条 規則第６条の規定により、移住支援金の交付に付する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金の申請日から５年を経過する日までの間に本市から転出したときは、市長に報告すること。
- (3) 補助金の申請日から１年を経過する日までの間に県実施要領第４の１の(2)、(4)、(6)又は(7)に規定する要件を満たす職を辞したときは、市長に報告すること。
- (4) 県実施要領第４の１の(4)に規定する農林漁業への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後１年以内に農林漁業に就業しなかったときは、市長に報告すること。
- (5) 県実施要領第４の１の(6)に規定する伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった又は研修修了後１年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかったときは、市長に報告すること。

（交付請求）

第７条 前条の交付決定通知書を受けた申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第８条 市長は、未来につなぐさが移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先等に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第９条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の表のいずれかの返還要件に該当する場合、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企

業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

| 返還要件 | 返還金額 |
|---|------|
| 虚偽の申請等をした場合 | 全額 |
| 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合 | |
| 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 | |
| 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 | |
| 空き家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合 | |
| 県実施要領第4の1の(4)の①に定める農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合 | |
| 県実施要領第4の1の(6)の①又は②に定める伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合、伝統工芸等へ就業又は開業後1年以上継続しなかった場合 | |
| 県実施要領別表1に掲げるスポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合 | |
| 佐賀県未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱（令和7年3月24日さ創第3192号佐賀県地域交流部さが創生推進課移住支援室長通知）第5条第8号に定める者に該当することが明らかになった場合 | |
| 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 | 半額 |

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

| 要件別 | 確認書類 |
|-------------------|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ・ 移住先の住民票の写し ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者が外国人の場合） ・ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し |
| 世帯向けの金額を申請する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住先の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類） ・ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類） |
| 就職に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書（就職） |
| 起業に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業支援金の交付決定通知書の写し |
| 農林漁業に関する要件に該当する場合 | <p>（就農準備研修受講の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し、又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し <p>（就農の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等就農計画等の承認書の写し又は新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し <p>（林業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書（漁業・林業） ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>(漁業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（漁業・林業） ・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） |
| 空き家活用に関する要件に該当する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・鹿島市空き家バンク制度の活用を証する書類の写し ・空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等）の写し |
| 伝統工芸等に関する要件に該当する場合 | <p>(就業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（伝統工芸等） <p>(開業の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・県実施要領別表2「団体等」に加入したことを証する書類の写し <p>(研修開始後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等） ・受講中証明書（伝統工芸等）又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し <p>(研修受講後に申請する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸等研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） |
| スポーツ振興に関する要件に該当する場合 | 就業証明書（スポーツ） |

鹿島市長 様

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付申請書

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

| | | | |
|---------|---|-------|--|
| フリガナ | | 生年月日 | |
| 氏名 | | 年 月 日 | |
| 住所 | 〒 | 電話番号 | |
| メールアドレス | | | |

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

| | | | | | | |
|----------|-----|--|------|--|--------------------------------|---|
| 単身・世帯 | 単身 | | 世帯 | | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない） | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就職 | | 起業 | | 農林漁業 | |
| | 空き家 | | 伝統工芸 | | スポーツ | |

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

| | | |
|--|-------------------|------------------|
| 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | A. 誓約する | B. 誓約しない |
| 別紙2「鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | A. 同意する | B. 同意しない |
| 申請日から5年以上継続して、鹿島市に居住し、かつ、本支援金を申請するために必要な要件を満たす意思について | A. 意思がある | B. 意思がない |
| （就職の場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |
| （空き家の場合のみ記載）空き家の売主との関係 | A. 3親等以内の親族に該当しない | B. 3親等以内の親族に該当する |

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

4 転入前の住所

| | |
|----|---|
| 住所 | 〒 |
|----|---|

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び鹿島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、以下のいずれにも該当する者ではありません。なお、鹿島市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 次の場合には、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をした場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - (4) 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 空き家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - (6) 県実施要領第4の1の(4)の①に定める農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - (7) 県実施要領第4の1の(6)の①又は②に定める伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合、伝統工芸等へ就業又は開業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - (8) 県実施要領別表1に掲げるスポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合：全額
 - (9) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び鹿島市は、佐賀県及び鹿島市未来につなぐさが移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び鹿島市は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2-1号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（就職）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|---|----------------|
| 勤務者名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 応募受付年月日 | |
| 職 種 | |
| 雇 用 形 態 | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合 | 3親等以内の親族に該当しない |

※ 鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-2号(第4条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（漁業・林業）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|-----------|---------------|
| 申請者名 | |
| 申請者住所 | |
| 申請者電話番号 | |
| 活用支援策名 | |
| 活用概要 | |
| 研修期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 就業年月日（予定） | |

※ 鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-3号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（スポーツ）（移住支援金の申請用）

佐賀県SSPアスリートジョブサポの支援を利用し、下記の者を雇用したことを証明します。

記

| | |
|--------------------------|--|
| 勤務者名 | |
| 勤務者住所 | |
| 勤務先所在地 | |
| 勤務先電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 競技種目等 | |
| 活用した人材確保支援策 いずれかに○を付す | ・ SSP選手・指導者佐賀定着支援金 ・ SSPアスリートジョブサポによる職業紹介 |
| 区分 いずれかに○を付す | ・ スポーツ選手 ・ スポーツ指導者 |

※ 鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-4号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住 所
氏 名
電話番号

研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|--------------------|-----------------|
| 伝統工芸区分 （産品名） | |
| 研 修 名 称 | 窯業人材育成研修事業 一般研修 |
| 研 修 受 講 先 | 佐賀県窯業技術センター |
| 受 講 期 間 （予定を含む） | 年 月 ～ 年 月 |
| 就 業 ・ 開 業 （予定） | 年 月 |

※ 鹿島市未来につなぐさが移住支援事業に関する要件確認のため、申請者は研修修了や就業・開業等の情報について鹿島市へ報告してください。

様式第2-5号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

受講中証明書（伝統工芸等）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|-----------------|-----------------|
| 申請者名 | |
| 申請者住所 | |
| 申請者電話番号 | |
| 研修名称 | 窯業人材育成研修事業 一般研修 |
| 受講期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 伝統工芸区分 (産品名) | |

※ 鹿島市未来につながさが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-6号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（伝統工芸等）（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

| | |
|-----------------|--|
| 申請者名 | |
| 申請者住所 | |
| 申請者電話番号 | |
| 就業年月日 | |
| 伝統工芸区分 （産品名） | |
| 所属団体等 | |

※ 鹿島市未来につながるが移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

鹿島市長

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市未来につなぐさが移住支援事業の移住支援金について、鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

金 円

（備考）

- 1 移住支援金の交付にあたっては、以下の事項を厳守してください。
 - ① 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - ② 補助金の申請日から5年を経過する日までの間に本市から転出したときは、市長に報告すること。
- 2 市長は、佐賀県未来につなぐさが移住支援事業実施要領及び鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱の規定により、以下の場合には、移住支援金の全額または半額の返還を請求します。
 - ① 虚偽の申請等をした場合：全額
 - ② 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合：全額
 - ③ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ④ 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑤ 空き家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
 - ⑥ 県実施要領第4の1の(4)の①に定める農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - ⑦ 県実施要領第4の1の(6)の①又は②に定める伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業又は開業をしなかった場合、伝統工芸等へ就業又は開業後1年以上継続しなかった場合：全額
 - ⑧ 県実施要領別表1に掲げるスポーツに関する人材確保支援策に係る交付決定等が取り消された場合：全額
 - ⑨ 佐賀県未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第5条第8号に定める者に該当することが明らかになった場合：全額
 - ⑩ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合：半額
- 3 鹿島市は本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記2に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住 所

氏 名

㊟

電話番号

鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度
鹿島市未来につなぐさが移住支援事業の移住支援金について、鹿島市補助金
交付規則及び鹿島市未来につなぐさが移住支援事業補助金交付要綱第6条の
規定により下記のとおり請求します。

記

| 交付請求額 | 金 | | 円 |
|-------|------|------------------|----------|
| 振込先 | 金融機関 | | 本店 支店 |
| | 預金種別 | 1. 普通 2. 当座 | |
| | 口座番号 | | |
| | フリガナ | | |
| | 口座名義 | | |

※ 通帳の見返し、キャッシュカード等の振込口座を確認できる書類の写し
を添付してください。

※ 振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっているものに限り
ます。